

【タイ】知的財産局へのファックス又は郵送での連絡に関する通達の廃止について

2020年6月12日
ジェトロ・バンコク事務所

タイ知的財産局は、2020年5月7日、1993年6月18日に発行した「ファックス又は郵送での連絡に関する通達」を、2020年6月1日付で廃止する旨の通達を発行した。

タイ知的財産局ではオンラインファイリングシステムを構築し、電子メールでの書類等の提出も認めており、現在ではファックスでの連絡は使われておらず、郵送での連絡はオンラインファイリングシステムの前での手続きに従う必要があることから、同通達が廃止されることとなった。

情報公開日

2020年5月21日

URL等

<http://ipthailand.go.th/th/dip-news/item/ประกาศกรมทรัพย์สินทางปัญญา-เรื่อง-ยกเลิกประกาศกรมทรัพย์สินทางปัญญา-เรื่องการติดต่อราชการโดยการส่งเอกสารทางโทรสารหรือทางไปรษณีย์-ลงวันที่-18-มิถุนายน-2536.html>

以上

本内容は、日本貿易振興機構が2020年6月現在、TMI Associates (Thailand) Co., Ltd. 等より入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。